

ごみに関するお知らせ

◎ **指定ごみ袋の価格改定**

平成14年に現行タイプの指定ごみ袋になってからこれまでの間、製造原価の高騰や平成26年の消費税増税の際も、ごみ袋料金に含まれる町のごみ処理手数料を下げることで販売価格を据え置いてきました。

しかし、昨今の製造原価の高騰や今年10月に予定されている消費税の引き上げにあたって、販売価格を据え置くことが難しいため、10月から指定ごみ袋の販売価格を改定します。

価格等の詳細については、今後改めてお知らせします。

- ▽10月1日以降、現行の在庫がなくなり次第、袋1巻あたりの枚数が20枚から18枚、10枚から9枚に変更したものを販売します。1巻あたり税抜価格では現行の税抜価格と同じ程度になります。
- ▽一人世帯向けの燃えないごみ小サイズを新たに設定し販売します。

◎ **事業系ごみの処理手数料改定**

10月1日より、清掃センターに直接持ち込む事業系ごみの処理手数料を10kgにつき100円から、10kgにつき150円に改定します。
なお、一般家庭から出る家

庭系ごみの清掃センターへの直接持ち込み手数料については、これまでどおり10kgにつき50円です。

▼ **問**

住民課生活環境グループ
☎ 62-2147
FAX 62-5155

ごみの分別・出し方についてのお願

◎ **生ごみの水切りにご協力**

可燃ごみのうち、1割から2割が生ごみとされており、生ごみのうち8割が水分と言われています。

生ごみの水切りを行うことで、ごみの減量化を図ることができ、「悪臭の防止」「ごみ焼却施設での作業効率の上昇」「エネルギー費用の節約」などのメリットが生まれます。

▼ **効果的な水切りの方法(例)**

- ▽生ごみを水にぬらさない
- ▽野菜の皮や調理くずなどは、三角コーナーや排水口内の水切りかごに入れずに新聞紙などの上にしばらく置いて乾かす。
- ▽しぼって乾かす

お茶がらやティーバッグは水気をしぼり乾かす。
▽出す前にもうひとしぼり

ビニール袋の下の両端をはさみで切り、生ごみを入れてたまった水分を「ギュツ」としぼる。

◎ **スプレー缶は「有害ごみ」**

最近、燃えないごみの袋にスプレー缶等の有害ごみが混入しているものが見受けられます。「スプレー缶」、「カセットガスボンベ」、「使い捨てライター」などは「有害ごみ」として出してください。

ごみ袋に混入していると、中に残っているガスが他のものに引火し、ごみ収集車が火災になる恐れがあります。

ガスを使い切って、黒のコンテナに出してください。(有害ごみは月1回収集)

◎ **ブルーシートは細かく切って出してください**

ブルーシートはそのままごみに出すと、ごみ収集車や焼却炉でからまるなどしてごみの収集や処理に影響が出るため、1m四方に切ってから燃えるごみの指定ごみ袋に入れて集積所に出してください。

なお、清掃センターに直接持ち込む場合も、1m四方に切ってから持込みをお願いします。

▼ **問**

住民課生活環境グループ
☎ 62-2147
FAX 62-5155

井戸水の水質検査

町では、井戸水・引き水を利用している皆さんが、衛生的で安全な飲料水を飲用できるように水質検査のあっせんをしています。

▼ **検査項目**

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度

▽「亜硝酸態窒素」「硝酸態窒素および亜硝酸態窒素」について

家畜のふん尿や窒素肥料、生活排水や下水中の窒素を含む化合物が土壌などの中で変化してできる物質で、井戸水からは高い頻度で検出されています。

「硝酸態窒素および亜硝酸態窒素」は多量に摂取すると、乳幼児にメトヘモグロビン血症(酸素欠乏症)を起こす恐れがあることから10mg/L以下に基準値が定められており、従来から検査項目にありました。

これとは別に、「亜硝酸態窒素」単独で低濃度でも影響があることが分かってきたため、平成26年4月に「亜硝酸態窒素」の基準値が定められ、人に影響を及ぼさない値として0.04mg/L以下とされています。

▼ **検査料金**

- ▽7月1日～9月30日 7,000円(税込)
- ▽10月1日～令和2年6月30日 7,700円(税込)

▼ **申込方法**

役場窓口備付の申込書に必要事項を記入のうえ直接または郵送によりお申し込みください。
※申込書は町のホームページからもダウンロード可
※電話申込不可

▼ **検査方法**

お申込み後、町から検査機関および採水日を文書にてご連絡します。

検査機関がご自宅を訪問して蛇口などから採水し、検査結果が分かり次第検査機関より直接報告されます。
なお、検査料金のお支払いは、採水時に直接検査機関にお支払いください。

◎ **放射性物質検査について**

現在、県が飲用井戸水の放射性物質検査を行っています(検査料金無料)。

町で検体を取りまとめて県に依頼しますので、検査を希望される場合は、事前に住民課生活環境グループへご相談ください。

▼ **申込・問**

住民課生活環境グループ
☎ 62-2147
FAX 62-5155